

## 行動計画策定指針 (H21.3.23 改正後) 関係分概要

次世代育成支援に際して市町村が定める「市町村行動計画」( = 札幌市における「さっぽろ子ども未来プラン」) は、厚生労働大臣が定める「行動計画策定指針」に基づいて策定することとなっています。

行動計画策定指針は、後期の市町村行動計画策定に向けて、次世代育成支援対策推進法制定(平成15年)以降の少子化対策に係る各種方針等をふまえた形で、平成21年3月に全面的に改正されました。改正された箇所(下線部です)については、本市の後期計画にも盛り込んでいく必要があります。

### 次世代育成支援対策推進法第8条

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

### 指針 3 - 1 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定にあたっての基本的な視点

- (1) 子どもの視点
- (2) 次代の親づくりという視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 社会全体による支援の視点
- (5) 仕事と生活の調和の実現の視点(追加)  
働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を図ることが、少子化対策の観点からも重要である。地域において関係者が連携して進めることが重要であり、地域の実情に応じた展開が求められる。
- (6) すべての子どもと家庭への支援の視点(追加)  
社会的養護を必要とする子どもの増加や背景の多様化に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進め、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点で取組を進める。
- (7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (8) サービスの質の視点
- (9) 地域特性の視点

### 指針 3 - 2 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定にあたって必要とされる手続

- (1) 現状の分析  
地域特性、利用者ニーズ、サービス提供の現状等をふまえて計画の策定に活かすことが望ましい。
- (2) ニーズ調査の実施  
サービスの量的・質的なニーズを把握するために、サービス対象者に対するニーズ調査を行う。調査にあたっては、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を把握できる内容で行うことが望ましい。
- (3) 多様な主体の参画と情報公開  
住民の意見を幅広く聴取し、計画の策定段階において、地域協議会などを活用する。

### 指針 5 - 1 市町村行動計画の内容に関する事項

次に掲げる施策を、各市町村の実情に応じて盛り込むことが必要である。  
施策の目標設定にあたっては、利用者等のニーズを踏まえて、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。

(1) 地域における子育ての支援

ア 地域における子育て支援サービスの充実

(ア) 居宅において養育を支援する事業

乳児家庭全戸訪問事業(すべての乳児のいる家庭を訪問して情報提供、相談に応じる事業)

養育支援訪問事業(等で把握した「養育支援が必要と認められる児童や保護者」の相談や指導を行う事業)

家庭内保育事業(家庭内保育者 所定の研修を修了した保育士等 - が保育を行う事業)

ファミリーサポートセンター事業(個人が行う保育援助の連絡調整や必要な講習を行う事業)

(イ) 保育所等で養育を支援する事業

放課後児童健全育成事業(おおむね10歳未満の児童に遊びや生活の場を与えて健全育成を図る)

短期入所生活援助事業(疾病、疲労等により一時的に養育困難な場合に施設で保護を行う)

夜間養護等事業(仕事その他の理由により養育困難な場合に平日の夜間または休日に施設で保護を行う)

病児・病後児保育事業(疾病にかかっている概ね10歳未満の児童の保育を行う)

一時預かり事業(一時的に養育困難な場合に昼間に保育所等で一時的に預かる)

特定保育事業(1月間に相当程度、家庭での保育が困難な場合に保育所で保育する)

幼稚園の在籍児童について、教育時間の終了後に教育活動を行う事業

(ウ) 地域で保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業

ファミリーサポートセンター事業

地域子育て支援拠点事業(乳幼児や保護者が交流する場を開設し、情報提供等を行う)

幼稚園で保護者からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う事業

(エ) 子育て支援事業に関する情報提供、相談及び助言等の実施

(ア)~(ウ)の子育て支援事業等、地域の多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、ケースマネジメント、利用援助等を行う事業

イ 保育サービスの充実

保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが必要である。

保育所、家庭内保育、認定こども園、幼稚園の預かり保育など多様な保育により量的に拡充するとともに、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育事業の充実により多様な保育需要に対応するなど、地域の実情に応じた取組を行うことが必要である。

保育サービスに関する積極的な情報提供や、保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保などを行うことが必要である。さらに、質を担保するためのサービス評価等の仕組みの導入・実施に向けた取組を進めることが望ましい。

ウ 子育て支援のネットワークづくり

地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成を促進し、サービス等が利用者に十分周知されるよう、子育てマップやガイドブックの作成・配布等を行う。

エ 児童の健全育成

児童館が、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場となるとともに、中学生高校生の活動拠点として積極的な受入を図る。

青少年教育施設は、青少年の活動拠点として多様な体験活動の機会の提供等を行う。

主任児童委員又は児童委員が、児童健全育成、虐待防止、子育て家庭への支援を住民と一体となって進める。

オ その他

ア~オの実施にあたって、地域の高齢者の参画を得るなど、世代間交流の推進を図る必要がある。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

ア 子どもや母親の健康の確保

乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実。児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図る必要がある。

イ 食育の推進

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供。保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進める。

ウ 思春期保健対策の充実

性に関する健全な意識の醸成とあわせて性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図る。喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る相談体制の充実。

エ 小児医療の充実

小児救急医療について近隣市町村や関係機関との連携のもと、積極的に取り組む必要がある。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア 次代の親の育成

子どもを生み育てることの意義に関する教育、広報、啓発について各分野が連携して推進する。

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(ア) 確かな学力の向上

子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化  
全国学力・学習状況調査の結果から、学力と学習状況の関係等を分析・検証する。

(イ) 豊かな心の育成

地域と学校との連携・協力により、多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要。  
また、いじめや少年非行、不登校対応のための専門的相談体制の強化等も必要である。

(ウ) 健やかな体の育成

学校におけるスポーツ環境の充実を図り、適切な生活習慣等を身に付けるための健康教育。

(エ) 信頼される学校づくり

学校運営協議会制度の活用などにより地域及び家庭と学校との連携・協力を図る等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めることが望ましい。

児童生徒が安心して教育を受けられるよう、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する。

(オ) 幼児教育の充実

幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが重要である。また、地域の実情を考慮した幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。

ウ 家庭や地域の教育力の向上

(ア) 家庭教育への支援の充実

身近な地域における子育てに関する学習機会や情報提供、家庭教育に関する総合的な取組。

(イ) 地域の教育力の向上

学校と地域とのパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進等、地域の教育力を向上させるほか、地域の様々な活動に学校の教職員が自主的に参加することが望ましい。

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力の有害情報やインターネット上のいじめについて、地域住民や関係機関が協力して関係業界に対する自主的措置を働きかける必要がある。

また、携帯電話やインターネットの利用実態を把握するとともにフィルタリングソフトまたはサービスの普及促進に努め、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進することが必要である。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

ア 良質な住宅の確保

ファミリー向け賃貸住宅の供給支援、公共賃貸住宅における入居資格緩和や優先入居の実施に取り組む。

イ 良好な居住環境の確保

住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を行うことが望ましい。

ウ 安全な道路交通環境の整備

駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進することが望ましい。

また、通学路において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進することが望ましい。

エ 安心して外出できる環境整備

(ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

道路、公園、公共交通機関等における段差解消とともに、妊産婦への理解を深める「心のバリアフリー」の取組を進める。

(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

公共施設等におけるトイレの整備や空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進。

(ウ) 子育て世帯への情報提供

各種のバリアフリー施設の整備状況等、情報提供を推進する。

オ 安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等の公共施設や住居の構造等について、犯罪防止に配慮した環境設計が必要。

防犯性能の高いドア、窓等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

(ア) 労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発

(イ) 関係法制度や一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発

(ウ) 仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や団体の情報収集・提供

(エ) 研修やコンサルタントアドバイザーの派遣

(オ) 認定マークの周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の評価

イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育サービス、放課後児童健全育成事業の充実、ファミリーサポートセンター設置促進等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。

(6) 子ども等の安全の確保

ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(ア) 交通安全教育の推進

交通安全教育を体系的に行うとともに、教育に当たる職員の指導力向上、民間指導者育成を図る。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

仕様効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開し、貸出制度等を実施、拡充する。

(ウ) 自転車の安全利用の推進

自転車乗車時のヘルメット着用とともに、幼児二人同乗用自転車の普及促進、情報提供を検討する。

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(ア) 住民の自主防犯行動促進のため、犯罪等に関する情報提供を推進。

(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施。

(ウ) 防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動、スクールサポーター制度導入

(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施

(オ) 子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対する支援

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

子どもに対するカウンセリング、保護者への助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援を実施。

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ア 児童虐待防止対策の充実

(ア) 関係機関との連携等

「子どもを守る地域ネットワーク」により関係機関を含めた地域全体での支援体制を構築する。

(イ) 発生予防、早期発見・早期対応等

健康診査や乳児家庭全戸訪問事業を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握する。

児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村の間で効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制の構築を図る必要がある。

イ 母子家庭等の自立支援の推進

きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について総合的に実施していく必要がある。

ウ 障害児施策の充実

早期発見・治療のため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進する。身近な地域で生活する観点から、各種施策の連携による一貫した総合的取組や児童デイサービス事業を通じて育児相談を推進するなど、家族への支援も併せて行う必要がある。

発達障害のある児童生徒については、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行うとともに、適切な情報の周知や家族への支援も必要である。

保育所や放課後児童健全育成事業においては、各関係機関との連携を図りながら障害児の受入を推進する。

## 指針5 - 2 都道府県行動計画の内容に関する事項 (概要)

児童相談所設置市では、都道府県行動計画に盛り込まれる内容のうち児童相談所に関わる部分を、市町村行動計画に盛り込む必要がある。

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ア 児童虐待防止対策の充実

(ア) 児童相談所の体制の強化

一時保護所の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施する機能の充実を図るとともに、重篤なケース等について支援の過程を管理することを含めて十分なかわりを持つようになるための体制強化を図る。

(イ) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

子どもを守る地域ネットワークの設置促進や、専門性向上のための研修を実施する。

(ウ) 児童虐待による死亡事例の検証

死亡事例等、児童虐待による著しく重大な被害を受けた例が生じた場合、地域特性をふまえた検証作業を行い、必要な措置を講じることにより再発を防止することが求められる。

## イ 社会的養護体制の充実

次の ～ を勘案して、社会的養護に係る平成 29 年度までの必要量を見込む。

児童養護施設入所中の要保護児童数・里親委託中の要保護児童数

相談を受理したもののうち、入所を必要とする可能性のある児童の人数

一時保護所で長期に保護されている児童の人数

児童相談所における相談対応件数の推移

その他、他都道府県の状況や、社会的養護を要する児童を把握するために適当と考えられる指標

一時保護所については、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備量に見合う定員及び個別対応できる居室の確保等すべての児童が安心して生活できる環境整備等を勘案する。

### (ア) 家庭的養護の推進

新規里親の開拓、受託中の里親の支援の充実を図り、里親委託を推進する。

里親委託率については、地域の実情に応じて目標を設定する。

小規模住居型児童養育事業について、家庭的養護の一形態として促進する。

### (イ) 施設機能の見直し

心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的ケアや自立支援に向けた取組

ケア単位の小規模化とそこにおける家庭的な養護

子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備推進

### (ウ) 家庭支援機能等の強化

児童相談所の体制強化を進めるとともに、児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携。

母子生活支援施設は、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等と連携した支援を推進する。

### (エ) 自立支援策の強化

施設を退所した者等に対し、自立を促す自立援助ホームの設置を推進する。

施設退所者数や地域の実情等を勘案して、当該地域における必要量を見込む。

また、相談できる拠点の整備など、地域生活を送るための支援体制の整備を推進する。

### (オ) 人材確保のための仕組みの強化

社会的養護の質を確保するため、職員の研修体制の整備を進める（見込んだ必要量に見合った人材育成を進める）

### (カ) 子どもの権利擁護の強化

被措置児童等虐待に対する措置のほか、ケアの質の向上のための取組。

被措置児童虐待が起こった場合の措置にかかるガイドライン。適切な対応のための体制整備。

質の向上のために、質に関しても監査できる体制整備。施設における第三者評価の受審の推進。